木農水第2574号
令和7年2月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木更津市長　渡辺　芳邦

市町村名 （市町村コード）	木更津市 （12206）	
地域名 （地域内農業集落名）	馬来田②地区 （農業集落：真里（一部）、大稲（一部）、赤坂、永井、孫ノ台、蛭作、泉谷）	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年1月28日 （第1回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地域は市内でも山間部に位置し、水稲や露地野菜を中心にブルーベリーなどの果樹も栽培されている。
農業者の年齢は65歳以上が大半を占めており高齢化が進んでおり、後継者もいない危機的な状況である。
農地が点在しておりほ場整備もされていないため、形状も面積もバラバラな農地が多く、効率的な耕作が難しい一帯もある。そういった場所では保全管理地が多くなっており、今後農地の荒廃化が懸念されている。
保全管理に負担感を感じているが、代々引き継いだ農地であるため取り扱いに悩んでいる農家も多い。
またイノシシ、サルなどによる鳥獣被害が深刻となっており、対策が必要な状況となっている。

（2）　地域における農業の将来の在り方

地区の基幹作物である水稲と露地野菜の栽培については鳥獣被害の対策をしつつ、地域農業を維持・継続できるようにしていく。
また泉谷周辺では観光農園を含めたブルーベリー栽培が行われており、6次産業化など多角的な経営を実施し、収益の向上に努めていく。
規模拡大を希望する農業者への集積・集約を進め、併せて新規就農者や企業の参入など地域内外から多様な人材の確保・育成に努める。
また、アンケートには営農組合等で農地を守ってもらいたい、という意見もあり、農機の費用が高いという声などもあることから、個々の農家だけでは対応が難しいことについて営農組合の設立を含めて検討をしていく必要がある。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	―　ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興区域内の農用地区域及びその周辺を、農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

３　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積、集約化の方針

規模拡大を希望する認定農業者、担い手を中心に集積・集約化を進める。

（２）農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借は原則として農地中間管理機構を活用していく。担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約を進める。

（３）基盤整備事業への取組方針

今後農業者の意向を踏まえ、国・県の補助事業等の活用による負担の少ない形での農地の環境改善を目指していく。

（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針

ブルーベリーを中心とした果樹栽培は地区の中心的な作物でもあることから、県や市、JA等の関係機関・団体と連携し各種補助事業を活用しながら、新規就農者や企業の参入なども含め多様な経営体の確保に努める。また、各機関や団体等との連携の中で、研修会や講習会などの周知・受講をすることで経営体の育成にも努める。

（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

部分的に農作業委託を利用している人はいるものの、広く利用はされていないため、農業支援サービスを行う事業体の情報を共有するなど、今後サービス利用の選択もできるように努めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☑	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ、サルによる被害もあり、対策が急務となっている。
②ブルーベリーを有機栽培することで付加価値の向上も期待でき、農業を行う環境の保全にも繋がることから、今後も継続して取り組んでいく。
⑤観光農園を含めたブルーベリー栽培は規模拡大を希望している農業者もおり、担い手の経営意向を踏まえた農地の集積を進めていくと共に販路の拡大や暑さに強い品種の検討など、収益性の向上にも努めていく。
⑦耕作が難しくなった農地を遊休農地化させないために、個々で保全管理ができるように委託業者などの情報提供や制度の周知をしていく。
⑩今後地域計画の見直しの際は書面による協議の場を原則として、国のマニュアル等を基に必要性に応じて対面での開催とする。